

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年12月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月15日から平成24年1月10日まで縦覧に供する。

平成23年12月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三郎池地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鯉越地区	”